

茨木市不当要求行為等防止対策委員会要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市不当要求行為等防止に関する要綱（平成18年4月20日実施）第3第2項の規定に基づき、茨木市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 不当要求行為等の予防及び防止に関すること。
- (2) 不当要求行為等の排除対策に関すること。
- (3) 不当要求行為等に関する市長への報告
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他不当要求行為等について必要な事項

(組織)

第3 委員会は、次の表に掲げる職にある者をもって組織する。

副市長 水道事業管理者 教育長 議会事務局長 総務部長 危機管理監 企画 財政部長 共創文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長 暮らし産 業環境部長 都市活力部長 建設部長 会計管理者 消防長 水道部長 教育委 員会教育総務部長 同学校教育部長
--

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、総務部担当副市長の職にある者を、副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(秘密の保持)

第7 委員会の委員及び会議に出席した者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。